

東京都市計画道路補助線街路第74号線の変更について(東京都決定)

1 変更概要

東京都より、東京都市計画道路補助線街路第74号線（以下、「第74号線」という。）の未整備区間である中野区東中野五丁目～中野区東中野四丁目延長約790m区間について、東京都の道路構造条例等を満たし、安全かつ円滑な交通が確保されていること等が確認されたため、現道合わせとする都市計画変更案（東京都決定）が示された。

あわせて、当該道路に接道する東京都市計画道路補助線街路第170号線の新宿区上落合一丁目、上落合二丁目、中野区東中野四丁目及び東中野五丁目各地内の交差部隅切りについて、変更する。

なお、今回の都市計画変更案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、東京都から中野区に対する意見照会があったものである。

2 都市計画の案

別紙（総括図、計画書）

3 これまでのスケジュールと今後の予定

令和8年 6月 9日	～23日	都市計画案の公告縦覧・告示
7月15日		中野区都市計画審議会意見照会諮問
8月		意見照会回答（区⇒都）
9月以降		東京都都市計画審議会 都市計画決定、告示

東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路補助線街路第 74 号線ほか 1 路線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との 交差の構造	
幹 線 街 路	補 74	補助線街路 第 74 号線	千代田区 九段北二丁目	杉並区 今川四丁目	新宿区 西早稲田二丁目 中野区 中野四丁目	約 14,680m	地表式		20m	東日本旅客鉄道中央線と立体交差 東日本旅客鉄道山手線と立体交差 西武鉄道新宿線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 1 か所 幹線街路補助線街路第 72 号線と 立体交差 幹線街路環状第 8 号線と立体交差 幹線街路と平面交差 22 か所	
	補 170	補助線街路 第 170 号線	中野区 中央一丁目	新宿区 中落合二丁目		約 3,400m	地表式		9m	東日本旅客鉄道中央線と立体交差 西武鉄道新宿線と平面交差 幹線街路と平面交差 5 か所	

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由：必要な都市計画道路の幅員や機能が確認されたことから、一部区間の幅員及び一部区域を変更する。

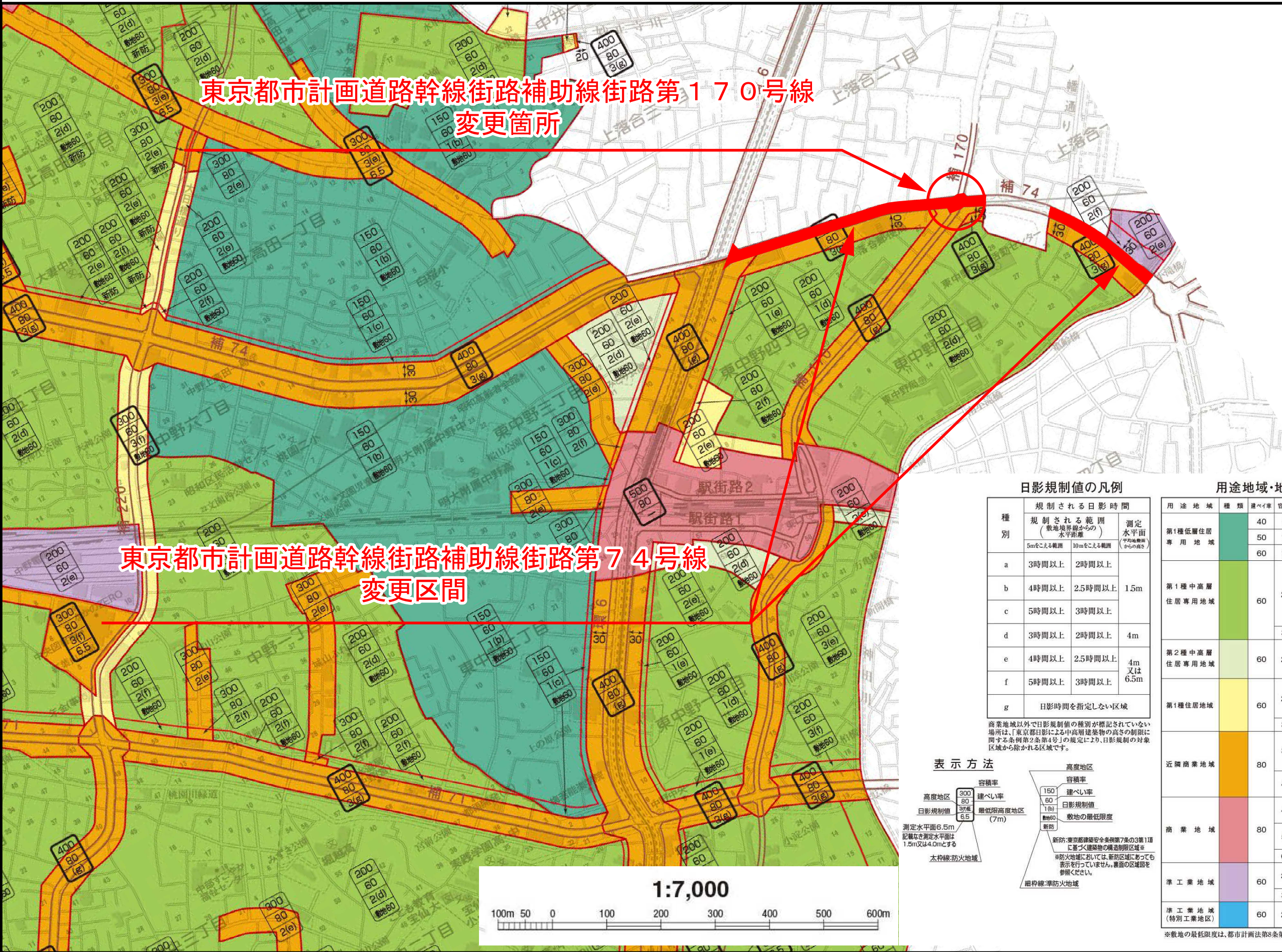
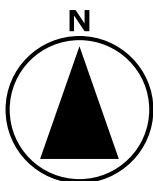
変 更 概 要

名 称	変 更 概 要	
補助線街路第 74 号線	1	一部幅員の変更 20m→15m（中野区東中野五丁目～中野区東中野四丁目 延長約 790m）
補助線街路第 170 号線	1	一部区域の変更 新宿区上落合一丁目、上落合二丁目、中野区東中野四丁目及び東中野五丁目各地内

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第74号線
東京都市計画道路幹線街路補助線街路第170号線 総括図2

[東京都決定]

縮尺 七千分の一

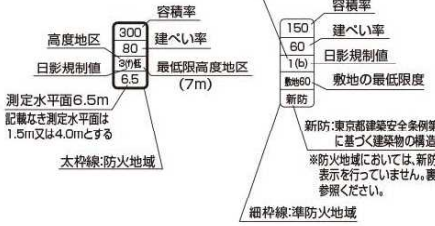


日影規制値の凡例

種別	規制される日影時間		測定 水平面 (平地表面 からの高さ)
	規制される範囲 (敷地境界線からの 水平距離)	5mをこえる範囲 10mをこえる範囲	
a	3時間以上	2時間以上	1.5m
b	4時間以上	2.5時間以上	
c	5時間以上	3時間以上	
d	3時間以上	2時間以上	4m
e	4時間以上	2.5時間以上	4m 又は 6.5m
f	5時間以上	3時間以上	
g	日影時間を指定しない区域		

商業地域以外で日影規制値の種別が標記されていない場合は、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第2条第4号」の規定により、日影規制の対象区域から除かれる区域です。

表示方法



用途地域・地区の凡例

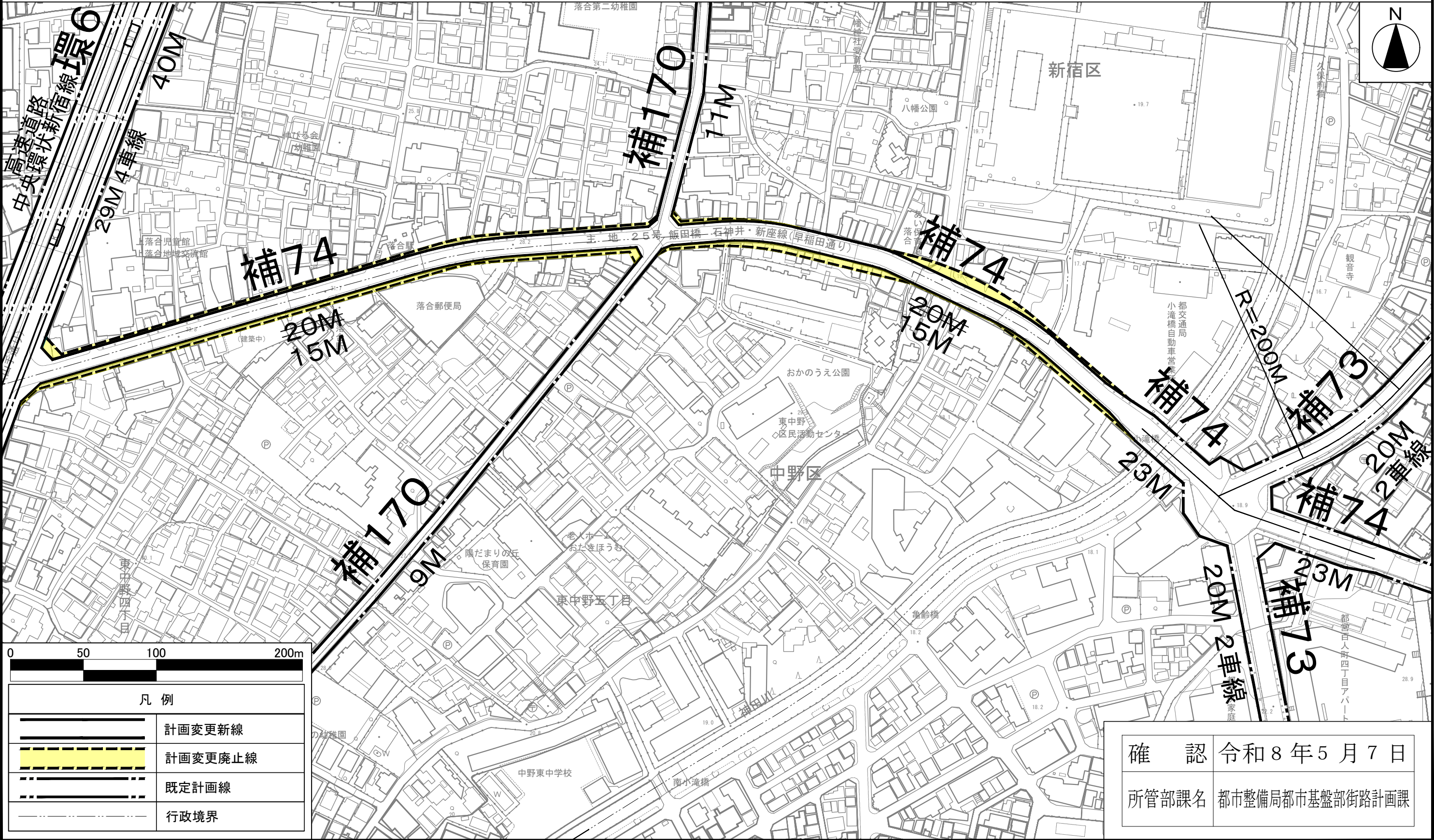
用途地域	種類	建ぺい率	容積率	高度地区	防火	敷地の最低限度	最高限度高
第1種低層住居 専用地域		40	80	第1種高度	準防火	85㎡	10m
		50	150	第1種高度	準防火	70㎡	
		60	150	第2種高度	防火	60㎡	
第1種中高層 住居専用地域		60	200	第1種高度	準防火	60㎡	
				第2種高度	防火		
				第3種高度	準防火		
第2種中高層 住居専用地域		60	200	第2種高度	準防火	60㎡	
				第3種高度	防火		
				第3種高度	防火		
第1種住居地域		60	200	第2種高度	準防火	60㎡	
				第3種高度	防火		
				第3種高度	防火		
近隣商業地域		80	300	第2種高度	準防火		
				第3種高度	防火		
				第3種高度	防火		
商業地域		80	400	第3種高度	防火		
				第3種高度	防火		
				第3種高度	防火		
準工業地域		60	200	第2種高度	準防火		
				第3種高度	防火		
				第3種高度	防火		
準工業地域 (特別工業地区)		60	200	第2種高度	準防火		

※敷地の最低限度は、都市計画法第8条第3項により定められたものです

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第74号線
東京都市計画道路幹線街路補助線街路第170号線 計画図

〔東京都決定〕

縮尺 二千五百分の一



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（6都市基交第526号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）6都市基街都第66号、令和6年5月21日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。